

議案第 73 号

北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について

北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成 23 年 11 月 30 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 3 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 2 条 北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 2 項」に改める。

(北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第 3 条 北本市重度心身障害者医療費支給条例(昭和 58 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号イを次のように改める。

イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

第3条第1項第1号カ中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「施設への入所前に」を「対象者が満18歳となる前日に当該対象者の保護者であった者が」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助又は共同生活介護を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

第3条第1項第7号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「施設への入所前に」を「対象者が満18歳となる前日に当該対象者の保護者であった者が」に改め、同条第2項第2号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

(北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第4条 北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

(北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例の一部改正)

第5条 北本市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例（平成17年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第28条第1項第5号」を「第28条第1項第6号」に改める。

(北本市立こども療育センター設置及び管理条例の一部改正)

第6条 北本市立こども療育センター設置及び管理条例（平成19年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

(北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の北本市重度心身障害者医療費支給条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の北本市重度心身障害者医療費支給条例(以下「旧条例」という。)の規定による受給者証の交付を受けている者(旧条例第3条に規定する施設等に入所している者に限る。)であって、新条例第3条に規定する対象者でなくなるものは、当該入所している施設等を退所するまでの間は、同条に規定する対象者とみなす。